

平成26年11月11日

平成28年度（第31回）国民文化祭の開催地内定について

平成28年度（第31回）国民文化祭の開催地を、愛知県に内定しましたのでお知らせします。

なお、内定書交付式は、下記日程で文化庁長官室にて行います。

1. 国民化祭の概要

「国民文化祭」は、国民一般の文化芸術活動を全国的規模で発表、競演、交流する場を提供することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな芸能・文化の創造を促すとともに、地域固有の文化の全国発信等を通じて地域の活性化・発展に寄与し、国民生活のより一層の充実に資することを目的としています。

2. 開催地の内定について

国民文化祭の開催地については、開催希望調査を実施し、開催希望のあった都道府県のうちから、文化庁長官が決定することになっています。本年度は、全都道府県に対し、国民文化祭の在り方についての検討結果を踏まえて開催方法の見直しを行った上で、平成28年度以降の開催について調査を行ったところ、平成28年度について愛知県から要望があり、今般、内定を行うことになりました。

3. 内定書交付式

日 時：平成26年11月17日（月） 11：00

場 所：文化庁長官室

出席予定者：吉本 明子（よしもとあきこ）愛知県副知事

※取材を希望される場合には、事前登録をお願いします。下記の担当まで御連絡ください。

＜担当＞文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室

室長 北風 幸一（内線 2830）

室長補佐 鈴木 康彦（内線 2831）

担当係長 下大田 淳人（内線 2832）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2835（夜間直通）

平成28年度(第31回)国民文化祭 愛知県開催の概要

(1) 基本的な考え方

愛知県では、3年ごとに現代アートの国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を開催しており、アートファンの注目を集めています。その一方で、県内各地域には、全国でも稀有(けう)の数を誇る「山車」や奥三河の「花祭」、尾張・三河の「万歳」などの伝統的な祭り・民俗芸能のほか、製造品出荷額等37年連続日本一を誇るものづくり産業の源流ともいえる「からくり」や「やきもの」などの伝統工芸、尾張徳川家7代藩主徳川宗春の時代に花開いた伝統芸能など、個性的な伝統文化が脈々と受け継がれております。

このほかにも、「世界コスプレサミット」を始めとする愛知発のポップカルチャーや、いわゆる「名古屋めし」を代表とする独自の食文化など、愛知県は多彩な文化であふれています。

平成28年は、夏から開催する「あいちトリエンナーレ2016」に引き続いて、秋に「国民文化祭」を愛知県において開催することで、先端的な現代アートから古より連続と県内各地域で受け継がれてきた伝統文化まで、愛知の文化の多様さ豊かさを、県内を始め日本各地の皆さんにまるごと体感していただきます。

こうして愛知の豊潤な文化を県民の皆様と見つめ直すとともに全国に向けて大いにPRすることで、愛知の存在感・魅力の高揚を図り、地域の活性化に寄与してまいります。また、他の地域の文化との交流を通じて、新たな創造、展開を促進し、愛知の文化力の向上発展を図ってまいります。

(2) 開催時期

平成28年秋

(3) 開催までの主なスケジュール

平成27年2～3月 第31回国民文化祭愛知県実行委員会(仮称)開催(第1回)
・基本コンセプトの検討など

7～8月 第31回国民文化祭愛知県実行委員会(仮称)開催(第2回)
・実施計画の策定など

実施計画の発表

各種広報活動の開始

平成28年秋 第31回国民文化祭・あいち2016(仮称)開催

参考 国民文化祭の開催実績及び開催県の内定状況

回	年度	開催地	回	年度	開催地	回	年度	開催地
1	S61	東京都	11	H8	富山県	21	H18	山口県
2	S62	熊本県	12	H9	香川県	22	H19	徳島県(1)
3	S63	兵庫県	13	H10	大分県	23	H20	茨城県
4	H1	埼玉県	14	H11	岐阜県	24	H21	静岡県
5	H2	愛媛県	15	H12	広島県	25	H22	岡山県
6	H3	千葉県	16	H13	群馬県	26	H23	京都府
7	H4	石川県	17	H14	鳥取県	27	H24	徳島県(2)
8	H5	岩手県	18	H15	山形県	28	H25	山梨県
9	H6	三重県	19	H16	福岡県	29	H26	秋田県
10	H7	栃木県	20	H17	福井県	30	H27	鹿児島県
						31	H28	愛知県

(今回内定)

第31回国民文化祭・あいち2016（仮称）について

基本的な考え方

平成28年は、夏から開催する現代アートの国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2016」に引き続いて、秋に「国民文化祭」を愛知県において開催することで、先端的な現代アートから古より連綿と県内各地域で受け継がれてきた伝統文化まで、愛知の文化の多様さ豊かさを、県内を始め日本各地の皆さんにまるごと体感していただきます。

こうして愛知の豊潤な文化を県民と見つめ直すとともに全国に向けて大いにPRすることで、愛知の存在感・魅力の高揚を図り、地域の活性化に寄与してまいります。また、他の地域の文化との交流を通じて、新たな創造・展開を促進し、愛知の文化力の向上発展を図ってまいります。

豊潤な愛知の文化

現代アートから伝統文化まで、多彩で豊富な愛知の文化

- ・先端的、複合的、祝祭的な国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」
- ・からくりなど全国に誇る「山車」、鎌倉時代から続く「花祭」など個性的な祭り・民俗芸能
- ・日本六古窯の「瀬戸焼」、「常滑焼」や「有松・鳴海絞」などの伝統工芸
- ・愛知発祥の都々逸、大正琴 等



平成28年秋に国民文化祭

夏から開催する「あいちトリエンナーレ2016」に引き続いて、秋に県内全域を会場として「国民文化祭」を愛知で開催

- ・豊潤な愛知の文化芸術を県民の皆様と見つめ直すとともに、まるごと全国へ発信
- ・愛知の文化と日本各地域の文化との交流

- 愛知の文化の認知度の高まりによる、愛知の存在感・魅力の高揚、そして地域の活性化
- 刺激・触発による新たな創造・展開、そして愛知の文化力の向上発展

開催までの主なスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|--|
| 平成27年2～3月 | 第31回国民文化祭愛知県実行委員会(仮称)開催（第1回）
・基本コンセプトの検討など |
| 7～8月 | 第31回国民文化祭愛知県実行委員会(仮称)開催（第2回）
・実施計画の策定など
実施計画の発表
各種広報活動の開始 |
| 平成28年秋 | 第31回国民文化祭・あいち2016（仮称）開催 |

国民文化祭の今後の在り方について
(検討結果)

平成 26 年 7 月

国民文化祭の在り方に関する検討会

国民文化祭の在り方に関する検討会委員一覧

有馬 透	公益財団法人京都府国際センター常務理事
池辺晋一郎	作曲家，東京音楽大学客員教授
荻原 康子	公益社団法人企業メセナ協議会事務局長
岸 信介	一般社団法人全日本合唱連盟理事長
古賀 司郎	公益社団法人日本舞踊協会常任理事兼事務局長
小松万知代	山梨県総務部職員研修所長
志賀野桂一	東北文化学園大学教授，東北大学特任教授
田村 孝子	公益社団法人全国公立文化施設協会理事・副会長
長谷川柏龍	公益財団法人日本民謡協会専務理事
町出 知一	一般社団法人全日本煎茶道連盟事務局長
松永 真理	テルモ株式会社社外取締役
吉村 華洲	公益財団法人日本いけばな芸術協会常任理事

【参考】

平成26年6月20日 国民文化祭の在り方に関する検討会
7月18日 国民文化祭実行委員会にて検討結果報告

【国民文化祭を巡る現状と課題】

1. 国民文化祭の意義と経緯

国民文化祭は、国民の日頃の文化活動の成果を全国的な規模で発表する国内最大の文化の祭典である。

昭和61年の第1回東京都大会以来、毎年開催地の特色ある文化・歴史を生かした多様な事業が実施され、地域文化の継承、発信や地域活性化に貢献してきた。

2. 今後の開催希望等の現状

こうした中、宮崎県が平成32年度の開催を希望しているが、平成28年度から平成31年度までの間に開催を希望する都道府県や政令指定都市はなく、平成28年度に平成27年度までと同様の形態で国民文化祭を実施することは困難な状況にある。

(1) 都道府県の状況

開催希望が少なくなった要因としては、開催を希望する都道府県における実施がほぼ一巡したと考えられること、先例にならってある程度の規模の祭典にする場合には、主催者において10～20億円の予算と3、4年前からの大規模な人員配置が必要となるが、こうした経済的・人的負担を負いきれないと考える地方公共団体が増えていることなどが考えられる。

第1回国民文化祭が開催された昭和61年度からの数年間は資産価格が上昇していた経済拡大期であり、地方公共団体の芸術文化経費も潤沢であったが、その後の大幅な資産価格の低下や金融収縮等による経済状況の悪化を経て、地方公共団体の文化関連経費は長期的に低迷している。このため、国民文化祭の開催には一定の経済波及効果を見込むことができるが、多額の開催経費を初期投資しにくくなっていることも、開催希望が減少したことの遠因と考えられる。

(2) 文化活動の現状

国民の日頃の文化活動の成果を発表する機会は国民文化祭だけではなく、国民文化祭以外の場においても文化活動の発表機会は拡大してきている。

例えば、美術展、音楽祭、演劇祭などの文化事業を自ら実施する地方公共団体は増加してきており、近年は文化庁もこうした地方公共団体の文化に関する取組を支援するようになっている。

また、文化活動の拠点となる文化会館の数は、座席数300席以上のホールを有するものだけでも、昭和62年10月における782館から平成23年10月の1866館へと大幅に増加しており、さらに、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の成立を踏まえて、こうした文化施設の活動に対する文化庁の支援も充実してきている。

3. 継続開催の必要性

上記のように、国民文化祭を取り巻く環境条件は変容してきており、地方公共団体から従来通りの開催協力を得ることは厳しい状況にあるが、以下のような理由により、国民文化祭をこれからも継続的に開催する必要があると考えられる。

- (1) 文化は地域に自主的に自然に生まれ育つものではあるが、それを大きな視座でとらえ、まとめ、推進するためには、国による外枠からの支えがこれからも必要であること
- (2) 国民文化祭を唯一の発表の場としている文化団体や、単独では全国的な発表の機会を設けることができない文化団体も少なくないこと
- (3) 美術、演劇、音楽、舞踊、華道、茶道、書道など様々な分野にわたる総合的な催しを、国の関与なく特定の地方公共団体又は文化団体だけで実施することは現実には困難であること

【対応方策案】

1. 従来と同様の形態による実施について

従来と同様の形態を維持することについては、実施上の制約要件を多少緩和したとしても、主催者としての負担の大きさ等から、平成28年度以降に開催を希望する地方公共団体が継続的に現れることは想定しにくい現状にある。

また、文化庁から特定の文化団体へ委託することなどにより分野包括的な代替事業を実施することも考えられるが、分野毎の文化団体はあるものの、様々な分野を包括する統括団体など委託先として相応しいと考えられる文化団体は現状では存在せず、さらに、主催者として相当規模の予算と人員を新たに確保する必要があることから、現在の国の財政状況を踏まえれば、そのための十分な財政支援を行うことは困難である。

2. 新たな形態による実施について

上記のような状況に鑑み、従来の国民文化祭とは異なる新たな形態による事業を企画・実施することが適当である。

(1) 実施体制について

① 実施主体

分野包括的な統括団体など委託先として相応しいと考えられる文化団体が存在しないこと、文化政策を担う行政が強く関わるべきと考えられること、一方で、国が単独で実施することは困難であることから、従来同様、国と地方公共団体が主体となって実施する方法について検討すべきである。

この場合、多様な実施主体による開催を可能にする観点から、これまで実施主体としてきた都道府県や政令指定都市だけでなく、市区町村による実施や、複数

の地方公共団体の連合体による実施を可能にすることについても検討すべきである。

② 実施方法

実施方法としては、アマチュア文化活動や生活文化に関する全国規模の祭典についての企画提案を地方公共団体に募集し、応募された企画・実行プランの中から優れたものを選定して国が共同主催又は補助する方法が考えられる。

この場合、これまでに地方公共団体が実施してきた既存の文化事業を実施年度に限って一時的に拡充・発展させようとする企画や、地域資源の掘り起こしや観光振興など地域の活性化を目的とする事業と連携させる企画などについても、幅広く対象とすべきである。

(2) 費用負担について

費用負担の在り方としては、主催者としての負担が軽減されるよう、国からの委託経費の範囲内の規模であっても実施できることを明確に示すべきである。

また、国の補助金や民間の助成金等を活用した関連事業の実施を奨励するとともに、こうした関連事業に対しては国の補助金を優先的に配分すべきである。

(3) 実施内容について

① 総合フェスティバル・シンポジウム・国際交流事業について

オープニング・セレモニーなどの総合フェスティバルについては、これまでの取組ほど大規模なものとする必要はないと考えられる。これ以外の取組を充実させるためにも、総合フェスティバルの簡素化を検討すべきである。

また、シンポジウムや国際交流事業については、必須の実施事業と位置づける必要はないと考えられる。

② 分野別フェスティバルについて

分野別フェスティバルについては、アマチュア文化活動や生活文化に関する全国的な活動発表の機会を確保することから、各年度に実施する分野の数は縮減しつつも、今後とも継続的に実施する必要があると考えられる。

この場合、従来から実施してきた全ての分野の取組を毎年度実施する必要はないが、いずれの分野の取組についても少なくとも数年度間に1回は実施されるよう文化庁が必要な調整を行うべきである。

また、様々な分野の関係者が一堂に会し、各分野の活動がまとめて発表される機会を設けることに国民文化祭を開催する意義があり、異分野間の相互交流や分野融合の取組の契機にもなると考えられることから、可能な限り多くの分野の事業を実施することとすべきである。

(4) その他の留意事項

① ブランドの再構築について

新たな形態の事業としてのブランドを再構築するため、各年度における事業全体の企画・実行を統括するプロデューサーを設置したり、各年度のテーマをより一層明確に設定したりすることについて検討すべきである。

② 競技形式の導入について

マス・メディア等に紹介されやすい形態とし、より幅広く国民の関心を集めることができるよう、囲碁や将棋など勝敗を明確に設定しやすい分野以外の分野においても、発表成果の順位付けなど競技形式を導入することについて検討すべきである。

③ 知名度の向上について

知名度の向上により国民文化祭への参加者、観客の増加を図るため、観光庁、農林水産省等の他省庁や観光業界等の産業界とも連携・協働しながら、より一層広報の充実に取り組むべきである。

④ 文化プログラムとの連携について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして位置づけることや、当該文化プログラムと連携した取組とすることについても検討すべきである。

また、文部科学省では、「文化芸術立国中期プラン」において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、東京をはじめ日本全国で、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を生かした文化プログラムを提供できるよう、2016年リオデジャネイロ五輪終了後、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化することとしている。

このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた特別な取組として、数か月毎に開催地域や実施分野を替えて、2020年までに日本全国で小規模の国民文化祭を連続的に持ち回りで開催する方法もあると考えられる。

3. その他

これまでに国民文化祭で紹介され実施されてきた各都道府県の文化遺産、特産物、体験企画等の活用を促進するため、観光資源として定着させるための資料作りや情報発信の在り方についても検討する必要がある。